

## 旭川市子ども・子育て審議会の部会の見直しについて

## 部会の設置

- ・必要に応じて、審議会に部会を設置することができる。（条例第7条）
- ・部会は委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者で組織する。（規則第2条）

## 部会設置状況（R5.8現在）

名称	設置目的
青少年施策に関する専門部会	青少年施策の推進に関する調査審議
児童福祉施設等整備部会	児童福祉施設等の整備及び特別保育の実施に係る公募・選定に関する調査審議，その他，認可・確認等における意見聴取
就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会	就学前教育及び保育についての各種基準の見直しの調査審議

## 部会開催状況（過去5年度）

（単位：回）

名称	H30	R1	R2	R3	R4
青少年施策に関する専門部会	1	1	1	1	1
児童福祉施設等整備部会	4	4	4	4	4
就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会	3	3		1	
児童虐待防止対策に関する基本方針策定専門部会			3		
保育と市立保育所の在り方検討部会			4		
放課後児童健全育成事業専門部会	3	3			
第2期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会		8			